

動薬協会発 188 号
平成 30 年 12 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

年末年始、春節等に向けたアフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

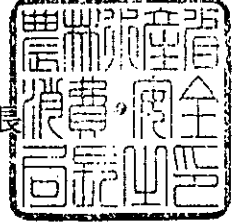
さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(30 消安第 4661 号)がありましたので、お知らせします。

併せて、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」(平成 30 年 12 月 20 日付け 30 消安第 4654 号消費・安全局動物衛生課長通知)の写しも添付します。

30 消安第 4661 号
平成 30 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



年末年始、春節等に向けたアフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



30 消安第 4661 号
平成 30 年 12 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始、春節等に向けたアフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

アフリカ豚コレラ等に関する防疫対策については、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）等により実施するほか、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4082 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 第 1 項の飼養衛生管理基準をいう。）の遵守状況の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

特に、アフリカ豚コレラについては、本年 8 月に中国においてアジアで初となる発生が確認され、その後も発生は継続し、中国の広い地域で本病が確認されています。また、我が国の水際においても中国からの旅客が携帯品として持ち込んだ豚肉製品（輸入禁止品）3 点からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出されています。さらに、口蹄疫については、我が国では平成 22 年の宮崎県における事例以降確認されておりませんが、中国や韓国をはじめとした近隣諸国においては本年も散発的に発生が確認されています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10 月までに約 2,610 万人に達しており、間もなく 3,000 万人を突破する見込みです。今後、年末年始及び春節（中国では平成 31 年 2 月 5 日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることから、我が国へのアフリカ豚コレラ、口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

つきましては、アフリカ豚コレラ、口蹄疫等に関する情報の共有を通じ、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、下記の事項に留意の上、アフリカ豚コレラ、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導

牛、豚等の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守のため、適切に指導すること。特に、豚等の飼養農場に対しては、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成30年12月20日付け30消安第4654号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、遵守状況の確認及び指導を徹底すること。

2. 畜産関係者の海外渡航の自粛及び渡航する場合の留意事項について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、やむを得ず口蹄疫等が発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

イ 動物との不用意な接触は避けること。

ウ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

エ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

ア 帰国後一週間は、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

イ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

3. 緊急連絡体制の確保及び周知について

休日、年末年始においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制を確保するとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、獣医師等に周知すること。併せて、連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図れるよう、関係機関・団体との間の緊急連絡体制を確認すること。

写

30 消安第 4654 号
平成 30 年 12 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準
の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。

岐阜県における豚コレラの発生については、発生の度に農場へ拡大豚コレラ疫学調査チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、今般、第 3 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会（以下「検討会」という。）を開催し、これまでの発生事例に関し判明した事実に関する詳細な分析と検討をいたしました。

その結果、これまでの発生事例において、①農場の衛生管理区域が適切に設定されておらず、衛生管理区域に立ち入る際の専用の長靴や防護服等が着用されていなかったこと、②野生動物等からの病原体の侵入防止のための措置が不十分であったこと、③死体の取扱いが適切に行われていなかったこと、④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期の通報が行われていなかったこと等が確認されています。また、4 例目の事例では、いのしし飼養施設の飼養者が野生いのししの調査捕獲に携わっていたこと等、防疫対応に携わる方が病原体を拡散させる可能性についても指摘されています。

これらの指摘は、豚及びいのししの飼養者については、本年 8 月以降中国で発生が拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラの侵入防止のためにも、遵守が必須である項目です。同時に、今冬に入り、現在まで野鳥の糞便等から 3 例の低病原性鳥インフルエンザウイルスが見つまっていることなど、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、鳥インフルエンザウイルスの養鶏農場への侵入を防止していくことも重要です。

豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるた

め、未然に防止することが何より大切です。また、発生を予防するためには、家畜及び家きんの所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要であることを再三にわたりお伝えしているところです。

農林水産省としても、本年8月、中国におけるアフリカ豚コレラの発生以降、野鳥において低病原性鳥インフルエンザが確認されていることや中国から持ち込まれた携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されるなどにより、家畜防疫官による口頭質問や検疫探知犬による探知活動といった携帯品検査の強化、靴底消毒の確実な実施等、家畜の伝染病の侵入防止対策の水際検疫を強化しているところですが、これらに加え、航空会社、船舶会社、C I Q、日本郵便株式会社等関係機関との連携、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、厨芥残渣の適切な処理の確認等の取組を改めて強化しているところです。

つきましては、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜及び家きんの伝染性疾病を発生させないよう、今一度、危機意識を共有するとともに、飼養衛生管理基準等の中で特に重要と考えられる下記項目について、その遵守を徹底するよう周知、指導等に遺漏無きよう御協力方よろしくお願いいたします。

また、これまで都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査を実施していただいておりますが、岐阜県における豚コレラの発生と今回の検討会による指摘を踏まえ、豚等の飼養農場における飼養衛生管理を再徹底するため、別紙1に基づき、緊急的に立入検査等を実施していただきますようお願いいたします。

記

I 豚及びいのししの場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。ここにおいても、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とすること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち上った者の衛生管理区域への立ち上る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち上った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工受精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち上らせないようにすること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業等に従事した者についても、これと同様に扱うこと。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち上る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュ

ユの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などが無いよう徹底して野生動物をおびき寄せないこと。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

- (1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。
- (2) 上記（1）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。
- (3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。
- (4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

※飼養衛生管理基準第3の10「処理済みの飼料の利用」

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

特に豚コレラについては、感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められているなか、実際の発生事例においては、農場や豚の衛生状態に応じて「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られることから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年10月31日農林水産大臣公表）第4の5に規定する検査を行うこと。

※飼養衛生管理基準第6の17「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の19「毎日の健康観察」

8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について

記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23(5)飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

II 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の15「家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち上った者の衛生管理区域への立ち上る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち上った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち上らせな

いようにすること。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野鳥で鳥インフルエンザが確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺にワイヤーメッシュの設置、家きん舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などは無いようにして野生動物をおびき寄せないこと。また、家きんの死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家きんの健康観察を入念に行うとともに、鳥インフルエンザ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

※飼養衛生管理基準第6の18「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の20「毎日の健康観察」

7 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23（5）飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

以上

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

2 立入検査等の対象農場と実施方法

(1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の豚及びいのししの飼養農場
豚及びいのししの所有者の飼養農場の全戸（小規模所有者を含む。小規模所有者の定義については下記参照。）を対象とする。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域から優先的に実施する。

(2) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の牛、水牛、鹿、めん羊、山羊及びその他の都道府県の家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）
可能な限り家畜の飼養農場の全戸（小規模所有者を除く。）を対象とする。なお、立入検査を実施する農場の選定については以下のとおりとする。

(i) 都道府県が立入検査の必要があると考える農場（口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場）及びこれまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこととする。

(ii) (i) 以外で、次に掲げる農場については、立入検査は行わないことができる。

① 平成30年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3による確認が終了した農場

② 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」

（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む）による自己点検結果（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場。ただし、これらの農場については、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

※ 小規模所有者：牛及び水牛の場合1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満を所有している者

3 遵守状況の確認及び指導の方法

防疫指針第2の2の(2)の①の規定に基づく立入検査を、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は平成30年12月28日(金)まで、上記2(1)及び(2)(i)は平成31年1月31日(木)まで、それ以外は平成31年3月29日(金)末までに実施すること。

別紙の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、原則、家畜防疫員が各農場を立ち入りして飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行う。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

なお、立入検査が困難であると考えられる場合は、例外的に口頭で聞き取りによる確認を可能とするが、家畜の飼養者から農場で保管する記録や写真を提出させる等により実施すること。

4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excelファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て(kokunai_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は随時、上記2(1)及び(2)(i)については、平成31年2月15日(金)までに、それ以外については、平成31年4月26日(金)までに報告すること。なお、上記2(1)及び(2)(i)について、期日までに実施できない場合は、調査期間終了時に報告すること。

6 その他

(1) 4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。

(2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」(平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、指導及び助言、勧告並びに命令の適切な対応をとること。

(3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

※記載方法：遵守している項目 にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。
 記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。
 なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

(家保記載欄)

達成度
(該当を○で囲む)

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		A・C
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	A: チェックあり C: チェックなし
記入欄	情報の把握方法： 家保から情報・指導 農林水産省HP 研修会 その他 () 指導・助言したことを記入： ()	
2. 衛生管理区域の設定		A・B・C
① 衛生管理区域を設定している。		A: チェックが2個 B: チェックが1個 C: チェックなし
記入欄	※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない（対策：) 衛生管理区域境界の対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm 2段 cm 3段 cm） <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ： cm） <input type="checkbox"/> 消石灰帯（設置：なし あり、幅 m） <input type="checkbox"/> その他 () 指導・助言したことを記入： ()	
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。		
記入欄	第三者が見て明確な境界線が設けられているか：設けられている 設けられていない（対策：) 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯（幅 m） 垣根（プランター） その他 () 立入禁止看板： あり なし 指導・助言したことを記入： ()	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		A・B・C
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。		A: チェックが7～9個 B: チェックが5～6個 C: チェックが0～4個
記入欄	方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他 () 指導・助言したことを記入： ()	

記入欄	② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	<p>方法： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）</p> <p>消毒薬名：（ ）</p> <p>消毒薬の希釈倍数（ ）</p> <p>消毒を常時実施： 実施している 実施していない</p> <p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）</p> <p>指導・助言したことを記入： 〔 〕</p>	
記入欄	③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
	<p><衛生管理区域> 方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p><畜舎> 方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ） 消毒を常時実施： 実施している 実施していない ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）</p> <p>※ 踏込消毒槽について 消毒薬の種類：（ ） 消毒薬の希釈倍数：（ ） 消毒薬の交換頻度：（ ） 消毒前の有機物除去： 洗浄用ブラシや水槽の設置 その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： 〔 〕</p>	
記入欄	④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
	<p><衛生管理区域専用> 従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ） ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり ※ 衣服及び靴の汚れが、衛生管理区域専用の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明瞭な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）</p> <p><参考：畜舎専用> 従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） 来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ） ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ） ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり</p> <p>指導・助言したことを記入： 〔 〕</p>	
記入欄	⑤ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
	<p>記録： なし（ 畜主より聞き取り ） あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）</p> <p>※野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業に従事した者についても、同様に扱うこと。</p> <p>指導・助言したことを記入： 〔 〕</p>	

⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
⑧	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗濯 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
⑨	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分以上、又は摂氏80度以上で3分以上加熱処理をしている。	
記入欄	食品循環資源（※1）を原材料とする飼料の有無： なし あり（具体名： ） 食品循環資源の収集方法： 自分で収集 市販飼料（又は自社所有工場等製飼料）を利用 食品循環資源の導入元： 動物由来品（※1）の含有（可能性も含む）： なし あり（具体名： ） 不明 動物由来品が含有していることの記録（導入元からの書類等）： なし あり（具体的書類） 農場での加熱方法： 鍋で煮る 蒸す 焼く その他（ ） 農場での加熱状況： 温度 時間 農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測（頻度 計測部位） 自動計測 その他（ ） 農場での加熱状況の記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 製造事業場での加熱方法： 温度 時間 製造事業場名： （商品名： ） ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。 ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。 指導・助言したことを記入： []	

4. 野生動物等からの病原体の侵入防止

A・B・C
 A:チェックが3個
 B:チェックが2個
 C:チェックが0~1個

① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

周辺にいる野生動物の種類：
 給餌・給水設備： 畜舎内への侵入防止 ふた 排せつ物の除去
 その他 ()

※屋内保管の場合、野生動物が侵入する隙間等： なし あり (対策：))
 ※畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。

畜舎内への侵入防止対策
 なし
 ウィンドレス (隙間：なし あり (対策：)))
 壁または窓 (破損：なし あり (対策：)))
 ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策：)))
 金網 (網目： cm、破損：なし あり (対策：)))
 消石灰帯 (設置：なし あり (幅 m))
 その他 ()

排泄物保管場所の対策
 (1) 排泄物処理方法
 堆積
 コンポスト
 共同処理施設への搬出
 その他 ()

(2) 野生動物の侵入防止対策
 なし
 屋内保管 (隙間：なし あり (対策：)))
 ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策：)))
 ブルーシート
 その他 ()

資材保管場所の対策
 なし
 屋内保管 (隙間：なし あり (対策：)))
 蓋付容器
 ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策：)))
 ブルーシート
 その他 ()

指導・助言したことを記入：
 ()

② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。

飲用水： 水道水 井戸水 (異物混入：なし あり) 湧水 (異物混入：なし あり)
 その他 ()
 消毒を常時実施： 実施していない 実施している (消毒薬名： 、希釈倍数：)

指導・助言したことを記入：
 ()

記入欄

記入欄

	④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） ※ 記録すべき内容について理解している： 理解している 理解していない 指導・助言したことを記入： []	
	⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） ※ 記録すべき内容について理解している： 理解している 理解していない 指導・助言したことを記入： []	
	⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
記入欄	隔離方法： 隔離用スペースの確保 その他（ ） 指導・助言したことを記入： []	
	⑦ 家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
	⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
記入欄	対策： 屋根付きトラック 蓋付容器 ブルーシート その他（ ） 指導・助言したことを記入： []	

9. 大規模所有者に関する追加措置 (大規模所有者のみ記入)	
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。
記入欄	担当獣医師名又は診療施設名： _____ 指導頻度： _____ 記録： なし (畜主より聞き取り) _____ あり (記録表 カルテ カレンダー その他 (_____)) 指導・助言したことを記入： (_____)
	② 従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。
記入欄	周知方法： 農場マニュアル 貼紙 その他 (_____) ※ 特定症状確認時の具体的対応： (_____) 指導・助言したことを記入： (_____)

A・B・C

A: チェックが2個
 B: チェックが1個
 C: チェックなし

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

(_____)

※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。
 ※1 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。
 ※2 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘰癧（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

巡回年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

農家名 _____

立会人 _____

巡回者 _____